

大切なお知らせ

■ 金融犯罪にご注意ください

近年、空き巣や車上荒らしなどによる通帳・印鑑等の盗難事故や偽造キャッシュカード等により不正に預金を引き出される被害が多く発生しています。カード・通帳・印鑑・暗証番号のお取り扱いには十分ご注意ください。

通帳・キャッシュカードを安全にご利用いただくために

・ カード・通帳・印鑑のお車内での保管はおやめください。
・ ご自宅で保管される場合にも、カード・通帳・印鑑や公的証明書（運転免許証・保険証・パスポート等）を別々の場所に保管されることをおすすめします。
・ 「生年月日」「電話番号」等をキャッシュカードの暗証番号に使用されると危険です。
・ 暗証番号の変更は当行本支店で受付けております。また、ATMでもお客さまご自身でご変更いただけます。
・ 銀行員等が、お電話等で暗証番号をお尋ねすることはございません。ご不審の場合には、すぐにお取引店にお問い合わせください。
・ 偽造印鑑による事故防止のために通帳への副印鑑票貼付を廃止しています。副印鑑票が貼付されている通帳をお持ちのお客さまは、窓口へお申し出いただくか、お手数でもお客さまご自身で保護シールと副印鑑票をお取り外しください。

- ・ 万一、カード・通帳・印鑑の紛失や盗難に遭われたら、当行本支店・ATM監視センター、またはフリーダイヤル留守番電話にて24時間受付していますので直ちにお届けください。

電話受付時間	連絡先	電話番号
平日（銀行営業日）	8:30 ~ 17:30	本店・その他最寄りの支店
	8:00 ~ 8:30	ATM監視センター
	17:30 ~ 21:00	
土・日・祝（ATM稼働日）	9:00 ~ 19:00	088-871-1087
上記以外の時間帯	フリーダイヤル留守番電話	0120-682-088

振込等を使った金融犯罪にご注意ください

- ・ インターネット等を利用した架空請求や不当請求による「振り込め詐欺」等が頻発しています。身に覚えのない請求には十分ご注意願います。

◎ 不審に思われたら

- ◇ 被害に遭わないためにも、一度電話を切りご家族に連絡をとるなど、事実関係の確認を行ってください。
- ◇ 不審に思われたら、まずご家族や身近な人、最寄りの警察署等にご相談ください。

◎ 万が一、不審な請求を受けて振り込んでしまった場合

- ◇ 直ちに警察と振り込んだ金融機関に対応をご相談ください。
- ◇ 「振り込め詐欺」に利用された口座に犯罪被害金が残っている場合は、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（通称：振り込め詐欺救済法）の趣旨により、犯罪被害金が返還される場合があります。
- ◇ 「振り込め詐欺救済法」による被害金の返還請求などに関するお問い合わせは「お客さま相談室」にて受付しております。

お客さま相談室 TEL:088-871-1187 受付時間 平日9:00~17:00（銀行休日を除く）

銀行を装い送付されるCD-ROMにご注意ください

他の金融機関で「銀行から送付されたCD-ROMをインストールしたところ、お客さまの口座から身に覚えのない振込がなされた」という事件が発生しています。

高知銀行では「CD-ROM」をお客さまにご送付するインターネットサービスは実施していません。

当行名でCD-ROMが送られてきた場合、または身に覚えのない不審な取引を発見された場合には、お取引店または下記までご連絡ください。

高知銀行ヘルプデスクサービスセンター ☎0120-194-507 受付時間 平日9:00~17:00

偽造・盗難キャッシュカードへの対応

当行は、偽造・盗難キャッシュカード等により不正に預金が引き出される被害が全国的に増加していることを受け、これまでに次の対策を実施し、お客さまの安全に努めております。

- ・ATMで暗証番号の変更ができるようにいたしました。ただし、変更する場合には他人から推測されやすい次のような暗証番号のご利用を制限させていただいています。

生年月日の組み合わせおよび電話(携帯)番号の下4桁の組み合わせ

組み合わせ		例	
生年月日	「月+日」	昭和50年9月1日	0901
	「西暦年」	(1975年9月1日)	1975
	「西暦下2桁+月+日」		7591
	「西暦下2桁+月」		7509
	「西暦下2桁+日」		7501
	「和暦+月+日」		5091
	「和暦+月」		5009
電話番号	下4桁(自宅)	088- 〇〇〇 -3456	3456
	下4桁(携帯)	090-〇〇〇〇-3210	3210

- ・ATMでの引出限度額(振込を含む)を1日あたり一律200万円に設定いたしました。
- ・ATMでの1日あたりの引出限度額(振込を含む)の設定を、10万円～200万円の範囲で、ATMにて行っていただけるようにいたしました。また、お申し出により、1日あたりまたは2週間の累計が10万円～500万円までの任意設定も可能といたしました。
- ・ATMご利用金融機関の限定を、ATMで行っていただけるようにいたしました。
- ・1日および2週間あたりの異常な取引を監視し、お客さまへご通知することといたしました。
- ・生年月日やお届けの電話番号から類推される暗証番号を使用されているお客さまがATMをご利用された場合、暗証番号を変更していただくよう注意喚起するようにいたしました。
- ・ATMご利用明細票の口座番号を、一部非表示といたしました。
- ・ATMに覗き見防止フィルターや後方確認ミラーを装着いたしました。
- ・偽造や変造が困難なICキャッシュカードを発行しています。
- ・通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難届を24時間受付しております。
- ・偽造・盗難キャッシュカード被害に遭われたお客さまで、お客さまに責任がないと当行が判断した場合は補償をいたします。



ICキャッシュカード

なお、上記機能につきましては一部の機種で未対応の場合がございます。詳しくは窓口にてご確認くださいませようようお願い申し上げます。

■ ご協力をお願いいたします

当行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)により、預金口座の開設等のお取引を開始される時や、200万円を超える現金のお取引の際には、お客さまがご本人であることを確認するために、本人確認書類をご提示いただいております。

また、マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請もあり、10万円を超える現金による振込等を行う際にも、ご本人であることを確認させていただいております。ご協力いただきますようお願い申し上げます。

●ご注意

※ATMでは10万円を超える現金の振込はご利用いただけません。

※預金口座を通じて振込を行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のお取引が可能です。(本人確認手続きがお済みでない場合は、お取引ができない場合があります。)

・預金保険法

「預金保険法」では全ての金融機関に、預金者のカナ氏名、生年月日(法人、団体の場合は設立年月日)、電話番号等のデータ整備が義務づけられています。そのため、お届けいただいていない事項についてはご確認させていただいております。

また、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な引き出しや口座の不正利用を防止するため、預金のお支払い時等に改めてご本人の確認をさせていただくことや、口座のご利用目的等をお伺いすることがございます。

つきましては、お客さまにお手数をおかけする場合がございますが、何卒ご理解、ご協力をお願い申し上げます。